

水際対策に係る措置

令和2年6月29日

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下18か国の全域を指定（注1）。14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする（注2）。

アルジェリア、イラク、エスワティニ、ガイアナ、カメルーン、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、ジョージア、セネガル、セントビンセント及びグレナディーン諸島、中央アフリカ、ニカラグア、ハイチ、モーリタニア、レバノン

（注1）本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で129か国・地域となる。

（注2）6月30日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が同許可により、今般追加した18か国の入国拒否対象地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとする。7月1日以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、入国拒否対象とはなっていない。

2. 検疫の強化（厚生労働省）

14日以内に上記1.の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、PCR検査の実施対象とする。（注3）

3. 実施中の水際対策の継続

第36回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年5月25日開催）において、6月末日までの間実施することとした検疫の強化（注3）、査証の制限等、航空機の到着空港の限定等及び到着旅客数の抑制の措置の実施期間を更新し、7月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

（注3）今後、PCR検査に代替可能な検査手法が確立した場合には、順次導入する可能性がある。

上記1.及び2.の措置は、7月1日午前0時から当分の間、実施する。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象とする。

以上